

○市街化調整区域において許可不要で建築できる建築物(都市計画法第 43 条第 1 項)

号	内 容
本文	農林漁業用施設(例：農業用倉庫、畜舎等)又はこれらの業を営む者の住宅(都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号)
本文	公益上必要な施設(法第 29 条第 1 項第 3 号)
1	都市計画事業の施行として行う建築等
2	非常災害のため必要な応急措置として行う建築等
3	仮設建築物(工場現場における工事用仮設建築物を含む。)の新築
4	次に掲げる開発行為が行われた土地の区域内における建築行為(政令第 34 条) ア 法第 29 条第 1 項第 4 号に規定する都市計画事業の施行として行う開発行為 イ 法第 29 条第 1 項第 5 号に規定する土地区画整理事業の施行として行う開発行為 ウ 法第 29 条第 1 項第 6 号に規定する市街地再開発事業の施行として行う開発行為 エ 法第 29 条第 1 項第 7 号に規定する住宅街区整備事業の施行として行う開発行為 オ 法第 29 条第 1 項第 8 号に規定する防災街区整備事業の施行として行う開発行為 カ 法第 29 条第 1 項第 9 号に規定する公有水面埋立法による許可を受けた埋立地であって、竣功認可の告示がないものにおいて行う開発行為 キ 旧住宅地造成事業に関する法律第 4 条の認可を受けた住宅地造成事業の施行として行う開発行為
5	通常の管理行為、軽易な行為等(政令第 35 条) ア 既存建築物の敷地内における車庫、物置等の附属建築物の建築 ※「付属建築物」とは、既存の主たる建築物の補助的意味を持ち用途上不可分な建築物をいいます。付属建築物の床面積については、主たる建築物の規模とのバランスで合理的な範囲内であることが必要ですが、車庫は普通乗用車 2 台以下のもの、物置は床面積 30 ㎡以下程度のものが該当します。 イ 用途の変更を伴う改築や用途の変更を伴う増築、建築行為を伴わない用途変更で、その改築又は用途の変更に係る床面積の合計が 10 ㎡以内のもの ウ 市街化調整区域内に居住する者の自営する日常生活品の販売店舗等で延床面積が 50 ㎡以内のもの(業務用部分の延床面積が全体の延床面積の 50%以上のものに限る。)の新築 エ 土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物の新設